

鳴門教育大学の内部質保証に関する方針

令和元年11月13日
学 長 裁 定

1. 目的

この方針は、本学の使命や目的を実現するために、自らが行う教育及び研究、組織及び運営、ならびに施設及び設備の状況について質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組むこと（以下「内部質保証」という。）を実現するため、体制や手順等の基本的な事項を定めることを目的とする。

2. 内部質保証の体制

- (1) 統括責任者：内部質保証の最終的な責任を負う者として、学長をもって充てる。
- (2) 自己点検・評価責任者：内部質保証の中核となる全学的な自己点検・評価を実施する責任を負う者として、自己点検・評価委員会委員長（副学長（評価担当））をもって充てる。
- (3) 改善・向上責任者：内部質保証の重点項目として本学が位置付ける各領域において、質の保証及び改善・向上の責任を負う者として、別紙に掲げる者をもって充てる。

3. 内部質保証の手順

- ① 自己点検・評価責任者は、各領域の改善・向上責任者に対して、データ収集による点検（モニタリング）を行う。
- ② 自己点検・評価責任者は、モニタリングの結果や得られたデータ等を踏まえた総合的（全学的）な自己点検・評価を実施する。
- ③ 自己点検・評価責任者は、自己点検・評価の結果を内部質保証体制において共有・確認するため、経営協議会又は教育研究評議会において報告する。
- ④ 統括責任者は、自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について、自己点検・評価委員会に付託するものとする。
- ⑤ 各領域の改善・向上責任者は、自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案の上、対応計画を策定する。
- ⑥ 自己点検・評価責任者は、各領域の改善・向上責任者が策定した対応計画について、適当と認める場合はこれを承認・決定する。
- ⑦ 各領域の改善・向上責任者は、承認・決定された対応計画を実施することで、改善・向上活動に取り組む。
- ⑧ 自己点検・評価責任者は、対応計画の進捗を確認し、その進捗状況に応じた必要な対処を行う。
- ⑨ 自己点検・評価責任者は、対応計画の実施（改善・向上）結果について、経営協議会又は教育研究評議会を通じて統括責任者に報告する。

別紙（「改善・向上責任者」一覧）

領域 (内部質保証の 重点項目)	単位	改善・向上責任者
1.教育課程	学校教育教員 養成課程	学校教育学部教務委員会委員長 (副学長(教育・研究担当))
	人間教育専攻	大学院学校教育研究科教務委員会委員長 (副学長(教育・研究担当))
	高度学校教育 実践専攻	大学院学校教育研究科教務委員会委員長 (副学長(教育・研究担当))
2.施設及び設備	全学	総務委員会委員長(学長)が付託する下記委員 (副学長(予算・施設担当))
3.学生支援	全学	学生支援委員会委員長 (副学長(学生支援担当))
		就職委員会委員長 (副学長(学生支援担当))
		国際交流委員会委員長 (副学長(国際交流担当))
4.学生の受入	全学	学校教育学部入学試験委員会委員長 (副学長(入試・社会連携担当))
		大学院学校教育研究科入学試験委員会委員長 (副学長(入試企画担当))